

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
https://ssl.label-bank.co.jp/  
customer@label-bank.co.jp

## 第146号

2021年2月19日、消費者庁より「新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について」が発表されました。こうした注意喚起の発表は多く、ニュースとしてあまり取り上げられていなかったのですが、定期的に公益性の高い情報であること、最近の事業構造の見直しによる健康食品の製造販売、輸入等への参入も増えていることから、あらためて健康食品の表示の確認のポイントについて整理する機会にしたいと思えます。

### 改善要請と注意喚起の概要

概要をまとめると、以下のようになります。

- ・新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も困難な現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くおそれがある。
- ・一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法(優良誤認表示)及び健康増進法(食品の虚偽・誇大表示)の規定に違反するおそれが高いと考えられる。
- ・インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、除菌スプレー等に対し、緊急的措置として表示の適正化について改善要請を行うとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を行った。

## 健康食品の表示と確認のポイント

### ～新型コロナウイルス予防表示への改善要請と注意喚起を踏まえ～

また表示の適正化について改善要請が行われたものうち、健康食品の例より一部を抜粋しました。

- ・新型コロナウイルスはマグネシウム不足で発症、ビタミンD、マグネシウム、亜鉛、セレンをビタミンCと同時に摂取することでウイルスに対する免疫機能を強化
- ・コロナウイルス予防、ごまの脂質に含まれるリノール酸やオレイン酸などの不飽和脂肪酸は免疫力を高める
- ・はちみつの中でもさらに強力な殺菌力をもつマヌカハニー、殺菌効果でウイルス対策、コロナウイルスに負けない為に
- ・新型コロナウイルス感染症対策にも良いと言われる「大麦β-グルカン」、世界に脅威を与えるウイルスにも免疫力を高め、ウイルスに負けない身体作り等

発表によると、「客観性及び合理性を欠くおそれがあること」が、今回の改善要請と注意喚起の(緊急的措置として)直接的な理由になっており、単に「新型コロナウイルスに対する予防効果」の表示をしなければよいというものではない点に注意が必要だと思えます。

### 健康食品の表示の確認のポイント

新しく健康食品を取り扱う方にとって、「表示制度があること」と「根拠が求められること」を知ることは、健康食品の表示を考えるうえでの基本的なポイントであるといえます。



- ①その表示をするための、必要な要件はあるか
- ②その表示を裏付ける、合理的な根拠はあるか

提出資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであると認められるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

1. 提出資料が客観的に実証された内容のものであること。
2. 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること。

- A. 特定保健用食品として根拠資料をもとに個別審査を受け、許可を受けた表示をする
- B. 機能性表示食品として根拠資料を届出し、届け出た内容(機能性)の表示をする
- C. 栄養機能食品としての基準を満たす根拠を用意し、定められた栄養機能の表示をする
- D. 右記A～Cの表示制度によらず、A～Cの場合にのみ使用できる表示をしない

※その他、栄養成分強調表示の基準を満たす根拠があれば、強調(高い、含む、強化等)の表示をすることもできます。

※食品に対して医薬品的な効果を表示すると、「無承認無許可医薬品」の取り締まり対象にもなります。

### 合理的な根拠について

合理的な根拠は「不実証広告規制」の考え方を参照します。消費者庁の「不実証広告ガイドラインのポイント」(「合理的な根拠」の判断基準)に示すと、以下のとおりです。

健康食品の表示の基本は、「表示制度があること」と「根拠が求められること」を知ること。そして合理的な根拠の2つの要件のうち、本質的に重要な「2. 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること」です。これから新しく健康食品の取り扱いを考えている方は、こうした制度や規制について理解しておくことが大切だと思います。(川合)

参照：  
新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について(消費者庁)  
https://www.caa.go.jp/notice/entry/023162/  
不実証広告規制(消費者庁)  
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\_labeling/representation\_regulation/misleading\_representation/not\_demonstrated\_ad/

## ミニコラム くるみの義務表示化の動きについて

アレルギー表示についての消費者庁における新たな動きとして、このほど第1回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議(2021年2月15日)において、専門家によるくるみの義務表示化に向けた意見交換が行われました。

そこで、今回行われた会議の内容から、くるみの義務表示に至るまでの経緯を振り返りながら、義務表示に向けて打ち出された今後の検討課題を見ていきたいと思います。

アレルギーを含む食品に関する表示について、特定原材料に準ずるものとしてアーモンドが追加されてから1年半(令和元年9月19日付消費表第322号)、皆様におかれましても、これに伴い、取り扱い商品に対する原材料の配合やそれに伴う表示への対応を進められたことと存じます。

以下の表の通り、アーモンドについては、これまでの特定原材料に準ずるもの20品目へ、21品目目として追加されました。これに対するみは、現在は特定原材料に準ずるもの21品目の一つとしてとしてリストアップされているものが、既存の特定原材料7品目に次ぐ8品目目として検討されていることとなります。

分類・規定	品目	備考	表示について
特定原材料(7品目) <b>(+1品目を検討中)</b>	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ) <b>(+くるみを検討中)</b>	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示は義務
特定原材料に準ずるもの(21品目) (-1品目=くるみを特定原材料として検討中)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を奨励(任意表示)

まず、くるみを義務表示対象品目として追加することに至った経緯としては、くるみが原因とされるアレルギーによる症例数のここ数年の急増がある様です。

会議資料として、以下の情報が挙がっていますが、確かにその数は顕著に増加しています。また、同資料内の詳細データによると、その平成30年度の症例数は、即時型症例・ショック症例とも鶏卵、牛乳、小麦に次いで4番目で、落花生やえびなどの他の特定原材料より増えている結果となっていました。

(「【資料2】くるみの義務表示化の経緯等について」より抜粋)

5. くるみの義務表示対象品目への追加に係る検討  
令和元年7月の消費者委員会食品表示部会において、これまでの全国実態調査報告及び平成30年度の全国実態調査報告書を踏まえて、くるみの義務表示対象品目への追加に向けた検討に着手することについて報告を行った。

原因物質	区分	24年度	27年度	30年度	対応
くるみ	即時型症例数	40	74	251	義務化を視野に入れた検討
	ショック症例数	4	7	42	

こちらの情報は、以前に弊社の以下の投稿でもご紹介させて頂いておりますので、併せてご覧頂ければと思います。

●食品表示 Blog (2019年8月7日)  
「アレルギーの推奨表示対象に“アーモンド”を追加“くるみ”は推奨から義務化へ」  
<https://ssl.label-bank.co.jp/blog/foodlabel/201908allergy>

また、義務表示に当たっての留意事項としては上記報告が令和元年7月になされた時点では、以下の点が挙げられておりました。

- ・今回の症例数が一過性のものでないかの確認が必要
- ・義務表示対象品目に指定する場合、実行担保の観点から、試験方法の開発と妥当性評価が必要

上記の経緯に基づき、今回の会議で検討課題が下記の通り挙げられ、最優先事項として取り組んでいくこととなりました。

1. くるみの義務表示化に向けた検討
  - ① 必要な調査事業の洗い出し
  - ② 調査事業等の結果の解析と方針のとりまとめ

会議資料に記載されていた令和元年7月5日の議事録を見る限り、今後の課題として、まずくるみによるアレルギーを検知する為の試験方法の開発とその検証が急務とされたものと思われまます。

上述の通り、今回の会議では、くるみの義務表示化の具体的な時期は示されませんでした。まずは義務表示化に向けての調査がこれからスタートする段階の様です。

しかしながら、各食品への原材料としてくるみを配合されている、若しくは配合を検討されていく皆様におかれましては、今回の会議でくるみの義務表示化の検討がスタートしたことを機に、レシピの再検討や表示内容の見直し等、早めに対応を開始されてはどうでしょうか。特に既存の特定原材料7品目のみのアレルギー表示を行われている場合は表示の検討が必要かと思えます。

また、アーモンドを含めた特定原材料に準ずる品目を含めた表示の再検討にもよい機会かもしれません。

(亀山)

### 【参照情報】

(令和元年9月19日消費表第322号)[PDF:144KB] - 消費者庁  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/pdf/allergy\\_190925\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/pdf/allergy_190925_0002.pdf)

第1回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議(2021年2月15日)(消費者庁HP)  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_005/023103.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_005/023103.html)

## 今月の「お気に入り」言葉

The gods send nuts to those who have no teeth.  
神は歯のない者にクルミを授ける。

(ことわざ)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ [customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)